

早稲田大学大学院社会科学研究所

博士学位申請論文審査要旨

申請学位名称	博士(学術)
申請者氏名	平岡 章夫
専攻・研究指導	政策科学論専攻 現代人権論研究指導
論文題目	多極競合的人権理論の可能性 —「自己決定権」批判の理論として— The Possibility of Multilateral-Contestatory Human Rights Theory -As a Critical Theory on a Right to Self-Determination -

審査委員会設置期間 自 2012年2月27日
至 2012年7月12日

受理年月日 2012年2月27日

審査終了年月日 2012年7月12日

審査結果 合格

審査委員

	所属	資格	氏名
主任審査員	社会科学総合学院	教授	後藤 光男
審査員	社会科学総合学院	教授	西原 博史
審査員	社会科学総合学院	教授	厚見 恵一郎
審査員	早稲田大学	名誉教授	岡野 光雄
審査員	慶応義塾大学大学院法務研究科	教授	山元 一

多極競合的人権理論の可能性
－「自己決定権」批判の理論として－

1【背景となる問題意識】

近年、女性の「性と生殖における自由」や医療現場における「インフォームド・コンセント」の確立を求める動きなどが進行している。こうした要求を正当化する概念として「自己決定権」が注目を集めている。

同じ「自己決定権」に基づいて、女性の「自由意志」に基づく売買春や、安楽死の法制化、代理出産を擁護する風潮も出現し、社会的弱者の地位向上に役立つと期待されていた「自己決定権」が、むしろ逆の機能を果たす場面が出てきた。

「自己決定権」について、哲学や社会学の分野を中心に多くの議論があるが、大部分は部分的・断片的な考察にとどまる。筆者は、「自己決定権」という概念の正当性・必要性を根本的に疑う立場から考察を進めてきた。具体的には、「自己決定権」の名の下に行なわれている様々な主張のうち、あるものは他の概念（平等・多様性・表現の自由・民主主義など）から正当化可能であり、他のものはむしろ危険性の方が大きい点を修士論文及びその後の研究で指摘してきた。

本論文の問題意識は、日本国内で行われてきた具体的な社会問題をめぐる論点を想定し、「自己決定権」概念に依拠しない人権理論を構築することである。

2【提示する理論について】

人権理論と密接に関係する学問分野としての政治哲学があり、近年の政治哲学をめぐる論争は、ジョン・ロールズらの、理性的に自己決定する個人を主体として想定した「個人主義的リベラリズム」を一つの座標軸に、「リバタリアニズム」「コミュニタリアニズム」「ラディカル・デモクラシー」「リパブリカニズム」といった立場が並立している。

筆者は、「自己決定権」概念に依拠しない人権理論を構築する上で、上記のような政治哲学における論争を参照することは有益であると考えた。

第二次大戦後のアメリカにおけるロバート・ダールらの「多元主義的政治社会論」（民主政治における多元的集団の役割を積極的に評価するものと理解され、実用主義・プラグマティズムの伝統を背景に第二次世界大戦後のアメリカで学界の主流を占めた）をある程度継承する立場に立ちつつ、「ラディカル・デモクラシー」などの立場からの問題提起を参考に、少数派やノン・エリートに権利に配慮する視点を取り入れ、新しい人権理論として「多極競合的人権理論」の可能性を提示する。

「多極競合的人権理論」とは、「政治的關係については、政治参加と公的異議申し立ての権利が保障された状態を理想として前提し、社会的關係については、社会内での各集団・各属性間について、権力關係を可能な限り平等化することを目指す理論」と定義できる。

この考え方は、社会内に存在する集団・カテゴリー間の権力関係を等閑視して、社会的弱者によって行われる「自己決定」（安楽死・代理出産・学校選択制など）を擁護する議論と対立する。しかしその一方で、「多極競合的人権理論」で重視される「多極性」は共同体や社会的属性への帰属に道徳的意義を認めるものではなく、社会内での権力関係平等化のために集団・カテゴリー間の競合（contestation）が行われることを理想とするものであり、その点で「コミュニタリアニズム」とも性質を異にする。

3【全体の構成】

はじめに（論文要旨）	1
第1章 「多元主義」理論の歴史と「多極競合的人権理論」の概念	5
第1節 「多元性」「多元主義」をめぐる議論	
① 18～19世紀の多元主義理論	
② 「多元的国家論」やその周辺理論と、規範的・道徳主義的政治論との対立	
③ 「行動論」「多元主義的政治社会論」への批判から規範的政治哲学・人権理論の隆盛へ	
第2節 「多元主義的政治社会論」と現代の「多元主義」理論との両立可能性	
第3節 「多極競合的人権理論」の定義と位置付け	
第2章 「多極競合的人権理論」の内容と意義—「自己決定権」論の対極的理論として	35
第1節 「多極競合的人権理論」の枠組みと「自己決定権」論批判との関係	
第2節 「新自由主義」イデオロギーと親和的な理論としての「自己決定権」論	
第3節 「多元主義的政治社会論」への批判と、ロバート・ダールによる応答・理論的対応	
第4節 「多極競合的人権理論」についての理論的問題	
① 集団・カテゴリー間の「競合」「異議申し立て」を承認することと、政治的統合・合意形成との関係について	
② 中間団体の政治的役割と、集団・カテゴリー間の権力関係における平等との関係について	
第3章 自己決定権をめぐる基本的な問題点—「多極競合的人権理論」を踏まえて—	64
第1節 はじめに	
第2節 江原由美子による自己決定権分析	
① 「自分だけで行為できる状況」の問題	
② 「自己決定の環境」の問題	
第3節 「平等な選択の自由」への要求と、「自己決定権」への要求との混同について	
第4節 加藤秀一による自己決定権分析	

第5節	立岩真也による自己決定権分析	
第6節	おわりに	
第4章	「危険な行為」とパターンリズム—「自己決定権」批判の視点から—	87
第1節	はじめに	
第2節	「自己決定権」概念の歴史とジョン・スチュアート・ミル	
第3節	「自己決定権」概念と「危険な行為」「パターンリズム」	
①	「他人に迷惑をかけない行為」と「自己決定権」	
②	国家・社会によって必要とされる「危険な行為」をめぐる問題	
③	「許された危険」「危険引受け」論の問題性と「自己決定・自己責任」論	
④	パターンリズムに基づく規制が正当化される基準について	
第5章	「死ぬ権利」をめぐる考察 —「危険な行為」をめぐる各論・その1—	113
第1節	はじめに	
第2節	「積極的安楽死」と「危険な坂道」論について	
第3節	「死ぬ権利」についての内在的考察	
①	生命権の不可逆性と「人間の尊厳」概念	
②	「義務性を帯びる権利」の問題について	
第4節	「消極的安楽死」と治療拒否権	
第6章	代理出産契約をめぐる考察 —「危険な行為」をめぐる各論・その2—	141
第1節	はじめに	
第2節	代理出産をめぐる論争的事例	
①	ベビーM事件	
②	高田・向井夫妻事件	
第3節	代理出産契約をめぐる論点とその是非	
第7章	学校教育をめぐる「自己決定権」論批判 —総論—	156
第1節	はじめに	
第2節	学校校則の不当性を主張する場面	
第3節	学校選択の拡大や学習内容の自由化を主張する場面	
第4節	「脱学校論」「反管理教育運動」と「自己決定権」論	
①	「脱学校論」の意義と限界	
②	「反管理教育運動」の論理の、「自己決定権」論への収斂過程について	
第8章	『学校解放新聞』の研究—反管理教育運動の歴史を再検証するために・事例研究—	182
第1節	はじめに	
第2節	「反管理教育運動」の時代的背景	
第3節	「反管理教育運動」と、保坂展人・青生舎の果たした役割	
第4節	『学校解放新聞』の記事内容	

① 基本的視点

② 概観と分析

第5節 まとめ

第9章 おわりに —「多極競合的人権理論」と、その権力観・国家観について— 199

参考文献一覧 205

4 【各章の内容について】

第1章 「多元主義」理論の歴史と「多極競合的人権理論」の概念

第1節 「多元性」「多元主義」をめぐる議論：

政治哲学・人権理論において「多元性」「多元主義」をめぐる議論は活発化しているにもかかわらず、論者によって「多元性」「多元主義」の位置付け・解釈は各人各様なのが実情となっていることを指摘する。そして、この概念をめぐる歴史的経緯を、「多元主義」が思想的に強い力を得たアメリカを中心に検証する。

① 18～19世紀の多元主義理論：

マディソンやトクヴィルによる萌芽的な「多元主義」を分析する。

② 「多元的国家論」やその周辺理論と、規範的・道徳主義的政治論との対立：

20世紀前半、規範的・道徳主義的政治論が多元主義的政治論を批判する構図が発生する一方、三権分立や連邦制などの法的・制度的多元性は自明の前提とした上で、多様な社会集団に政治的主体としての注目が向けられるようになったことを述べる。

③ 「行動論」「多元主義的政治社会論」への批判から規範的政治哲学・人権理論の隆盛：

行動論的政治学の一潮流としてロバート・ダールらによる「多元主義的政治社会論」が一時大きな影響力を持ったにもかかわらず、1960年代後半以降、それに対する「現状擁護的な多元主義理論」という批判が出現した経緯を概観する。

第2節 「多元主義的政治社会論」と現代の「多元主義」理論との両立可能性：

近年の政治哲学・人権理論において自らの主張を「多元性」「多元主義」と位置付ける、または実質的にそのような主張をする議論を、「多元主義的政治社会論」の内容と調和させることは可能であることを指摘する。具体的には、アイリス・ヤング、シャンタル・ムフ、ウィリアム・コノリー、マイケル・ウォルツァーの理論を題材に、「多元主義的政治社会論」の対象範囲を少数派やノン・エリートにまで拡張する修正が理論的に可能であることを示す。

第3節 「多極競合的人権理論」の定義と位置付け：

少数派やノン・エリートを包含する現代的な意味での「多元性」（「多元主義」）を示す用語として、「多極性」（「多極主義」）を用いることを提案する。そして、かつての「多元主義的政治社会論」を発展的に受け継ぎ、社会内における「多極性」の存在に肯定的評価を与える人権理論を、本論文では「多極競合的人権理論」と呼ぶことにする。

「多極競合的人権理論」は、各集団のアイデンティティを必要以上に固定化させない範囲で、アフーマティブアクションや、何らかの「集合的代表」の権利を承認する。また、少数派に属するカテゴリー・集団の自己破壊的行動に対して無条件に肯定的評価を与えることはせず、少なくとも、社会的権力関係の影響下にそのような自己破壊的行動がなされることについては抑制措置を講ずることを認める。

「多極競合的人権理論」が集団・カテゴリー間の平等を追求することは、各個人がそれぞれに保持している独自のアイデンティティを無視し、個人の「価値」を集団・カテゴリーへの帰属にのみ見出すという発想とは異なる。「多極競合的人権理論」で重視される「多極性」概念は、共同体や社会的属性への帰属に道徳的意義を認めるものではなく、形式的に「自己決定権」を権利として尊重してしまうことが社会的弱者の「個人としての」尊厳を傷つけてしまう危険性があることや、政治の世界においてもある程度まとまった集団による発言・行動は不可欠であるという経験的事実を踏まえ構成されている。

第2章 「多極競合的人権理論」の内容と意義―「自己決定権」論の対極的理論として

第1節 「多極競合的人権理論」の枠組みと「自己決定権」論批判との関係：

「自己決定権」批判の背景的理論として「多極競合的人権理論」の枠組みを設定することの意義を説明する。①社会的弱者の利益を侵害しない人権理論を、集団・カテゴリー間の不平等という現実を踏まえて構築することができる。②社会的弱者の利益を具体的な政治過程の中でどのように反映していくかという、現実的認識を前提とすることができる。③政治的空間・非政治的空間のいずれかを問わず、否応なしに各個人が直面することになる「他者」との出会いを積極的なものとして位置付け可能とする。

第2節 「新自由主義」イデオロギーと親和的な理論としての「自己決定権」論：

「多極競合的人権理論」から見た「自己決定権」論の最大の問題点として、近年の支配的イデオロギーである「新自由主義」と親和的關係を有する点を挙げる。具体的には、いわゆる「自己決定・自己責任」論や「中間団体」「特殊利益」批判について焦点を当て、「自己決定権」論が潜在的にはらむ問題点を指摘する。

第3節 「多元主義的政治社会論」への批判と、ロバート・ダールによる応答・理論的対応：

「多元主義的政治社会論」に対してなされた批判（セオドア・ロウイらによる）と、それに対するロバート・ダールの応答を概観し、「特権擁護者」というダールへの批判は妥当でないことと、「多元主義的政治社会論」の発展的理論として「多極競合的人権理論」を構想することの妥当性を示す。

第4節 「多極競合的人権理論」についての理論的問題：

① 集団・カテゴリー間の「競合」「異議申し立て」を承認することと、政治的統合・合意形成との関係について：

早川誠による「多元性を統合するものは何か」という問題提起を受け、「多極競合的人権

理論」は、強権的意思決定の無原則な横行に歯止めをかけるために、政治的空間における価値として、あえて「理性的討議」「合意」よりも「闘技性」「競合」「異議申し立て」を重視する立場をとることを確認する。その際、ロールズ、ムフらの議論が言及される。

②中間団体の政治的役割と、集団・カテゴリー間の権力関係における平等との関係について：

ノンエリートによる団結は必然的に政治的「中間団体」を構成することになり、中間団体の政治的役割を肯定的に評価することと、集団・カテゴリー間の権力関係における平等を追求することとの間には不可分の関係があることを述べる。

第3章 自己決定権をめぐる基本的な問題点―「多極競合の人権理論」を踏まえて―

第1節 はじめに：

本章では、「自己決定権」概念について理論的批判を提起する。その題材として、リバタリアン的な「自己決定権」論の主張には批判的立場をとりつつ、「自己決定権」概念は否定しない立場をとる論者として、いずれも社会学者である江原由美子・加藤秀一・立岩真也による議論を取り上げる。その前提として、江原・加藤・立岩の依拠する基本的立場について大まかな説明を行う。

第2節 江原由美子による自己決定権分析：

① 「自分だけで行為できる状況」の問題：

「一般的自由」の領域において、ある行為への禁止や規制に対して、「自己決定権」の原理が決定的に有効な切り札となるような場面は想定しにくいと結論付ける。

② 「自己決定の環境」の問題：

「自己決定権」という権利が、「十分な理解」「強制がない」といった「条件付き」の権利として提示されていることに対して疑問を提示する。そして、『あらゆる他者からの強制をなくす、その不条理さをなくす』という、それ自体としては正当な内容を主張するために、『自己決定権』という概念は本当に必要なのか」と問題提起する。

第3節 「平等な選択の自由」への要求と、「自己決定権」への要求との混同について：

医師と患者、及び男性と女性との間の関係を例にとり、「抵抗の自己決定権」への要求とされていたものは、実際には集団・カテゴリー間の「平等な選択の自由」への要求だったのでないかという仮説を提示する。すなわち、実際に求められていたのは集団・カテゴリー間の「平等な選択の自由」（「競合的平等」）なのであって、「自己決定権」の名の下に、限られた選択肢の中からの特定の選択結果（たとえば安楽死や女性の「自発的」売春）を擁護することではないことを指摘する。

第4節 加藤秀一による自己決定権分析：

他者による<私の身体>への暴力的な侵害に抵抗するために、譲渡の可能性をはらむ「自己所有権」と区別された、「自己決定権」概念にこそ依拠すべきであるとする加藤秀一の議論を検討し、暴力に抵抗するための根拠を「自己決定権」に求めてしまうと、「自己決定」

に基づく〈私の身体〉への暴力・奴隷化を根本的に否定できなくなることを指摘する。

第5節 立岩真也による自己決定権分析：

「自己決定（権）」と「私的所有（権）」との密接な関連性・同一性を指摘した上で、「〈他者〉が在ることの受容」という第一原理から、「自己決定（権）」を無条件に肯定できない場合があることを指摘した立岩真也の議論を検討する。「多極競合的人権理論」は社会内における「多極性」の存在を正面から認知する理論的枠組みであり、立岩の原理と共通の土台があるが、「自己決定（権）」を無条件に肯定する立場をとる人に対しては「〈他者〉が在ることの受容」という原理のみでは説得力が弱いと思われる点と、立岩自身が「自己決定（権）」概念の意義をある程度までは承認している点を問題点として指摘する。

第6節 おわりに：

1～5節のまとめとともに、リバタリアン的な「自己決定権」論の典型的議論としての、自由意思による「性の商品化」を肯定する言説（宮台真司らを主要な論者とする）について、「性の商品化」が実質的には「女性性」に偏っている点を軽視しているなどの問題点を指摘する。

第4章 「危険な行為」とパターナリズム—「自己決定権」批判の視点から—

第1節 はじめに：

近年、個人は積極的な「自己決定」を通じて「危険」「リスク」を引き受け、同時に当該決定についての「責任」も負うべきだという、いわゆる「自己決定・自己責任」論が人口に膾炙している。一方、こうした「自己決定・自己責任」に基づく「危険引き受け」の流れに逆行するものとして、しばしば批判の対象となるのが「パターナリズム」である。「自己決定権」「自己決定・自己責任」を肯定的に論じる立場からは、「パターナリズム」とは望ましからざる過去の遺物ということになる。本章では、「多極競合的人権理論」に基づいて「自己決定権」という権利について批判的に検討してきた立場から、個人が自分自身にとって「危険な行為」に踏み出すことは、果たして「権利」として承認されるのかを詳細に検討する。

第2節 「自己決定権」概念の歴史とジョン・スチュアート・ミル：

「自己決定権」を重視し「パターナリズム」を批判する論者がしばしばよりどころとして来た、ジョン・スチュアート・ミルの議論について批判的検討を行い、ミルの思想は、社会の道徳的「共通善」を追求する思想への反発をその特徴とする現代の「自己決定権」論と性質を異にしていることを指摘する。

第3節 「自己決定権」概念と「危険な行為」「パターナリズム」：

① 「他人に迷惑をかけない行為」と「自己決定権」：一般的自由としての「自己決定権」概念を認める場合に前提とされる「他人に迷惑をかける行為か否か」という基準は、その行為が権利の行使として法的保護を受けるかどうかの判断基準としては妥当でないことを示す。

② 国家・社会によって必要とされる「危険な行為」をめぐる問題：

個人の自発的な「危険な行為」の実践がしばしば国家や社会にとって好都合なものとなっており、しかも危険の負担が特定の階級・集団・カテゴリーに集中する恐れがあることを、ウルリヒ・ベックの「危険社会」論などを参照しつつ指摘する。また、現実には「自発的な行為」と「強制された行為」の間に線を引くことは難しく、仮に完全な「自発的」意思に基づく「危険な行為」への従事という状況を想定したとしても、危険性が一定のレベルを超えるならその行為は規制されるべきではないかと論じる。

③ 「許された危険」「危険引受け」論の問題性と「自己決定・自己責任」論：

刑法理論の分野で行われてきた「許された危険」「社会的相当性」、あるいは「危険引受け」に関する議論を参照し、個人の「危険な行為」への従事を「自己決定権」の行使として承認する議論は、国家・社会の利益を個人の利益よりも重視するイデオロギーと親和性が強いことを指摘する。また、いわゆる「自己決定・自己責任」論の論理的・現実的問題点について分析する。

④ パターナリズムに基づく規制が正当化される基準について：

「パターナリズム」に基づく規制が本人の意思に反して行われる場合（「強いパターナリズム」）でも、正当化される場合があることを主張する。この種の規制が認められない場合としては、個人の「危険な行為」が本人・他の個人の基本的権利（特に政治的権利）の行使に、あるいは他の個人の生命への危険回避に不可欠な場合などを、危険のレベルに応じて想定し、具体的な基準を提示する。

第5章「死ぬ権利」をめぐる考察 — 「危険な行為」をめぐる各論・その1 —

第1節 はじめに：

本章では、「死ぬ権利」という概念について批判的に検討する。「多極競合的人権理論」の観点からは、「死ぬ権利」の承認によって、障がい者や末期患者など、社会的弱者のカテゴリーに入る人々の「生きる権利」が損なわれることが危惧される。本章では、そもそも「生命権」とはいかなる根拠に基づいて保護されるべきなのかという根本的疑問に立ち返り、「自己決定権」論批判の一環として「死ぬ権利」についての詳細な検討を行う。

第2節 「積極的安楽死」と「危険な坂道」論について：

いったん積極的安楽死を容認すれば、それはたちまち生命の選別、すなわち「社会にとって不要な生命」の抹殺につながるのではないかという「危険な坂道」論が、論理的にも妥当なものであることを述べる。そして、優生思想や安楽死運動の歴史を参照しつつ、積極的安楽死の合法化が「不要な生命」の抹殺につながらないと判断する根拠は乏しいことを論じる。また、近年行われている「安楽死」や「死ぬ権利」をめぐる議論には、人の生と死をめぐる問題を「経済合理性」の観点から考える傾向が存在してきたことにも言及し、家族や周囲の人々の「負担」を考えて自らの死を早めることを望む人々が現れる危険性を指摘する。

第3節 「死ぬ権利」についての内在的考察：

① 生命権の不可逆性と「人間の尊厳」概念：

「生命権」が、いつでも物理的に放棄することが可能である一方、いったん放棄されると決して回復し得ないという特質を持っていることを論じる。また、第二次大戦後に「人間の尊厳」概念が基本的人権全体の根拠として認められるようになった背景には、一連の残虐行為（「人道に対する罪」）の衝撃から生まれた、基本的人権の中での生命権の価値に対する再認識があったことも指摘し、論理的に見ても歴史的に見ても、生命権が全ての基本的人権の中でも特別な重要性を持つと見なされることを示す。

② 「義務性を帯びる権利」の問題について：

積極的安楽死を認めないことが、生命権の行使を実質的に「義務」としてしまうのではないかという疑問について、特に重要なある種の権利についてはその行使について義務性が生じる場合があるという見解を、「身体的自由」「裁判を受ける権利」などの類似例を参照しつつ提示する。刑法上の「自殺の違法性」をめぐる議論にも触れる。

第4節 「消極的安楽死」と治療拒否権：

自己決定権の一種としての「死ぬ権利」に基づかない、手続的権利としての「治療拒否権」を根拠とした「消極的安楽死」については認められる余地があることを論じる。しかし、治療拒否権は絶対的権利ではなく、医師の救命義務との関係で一定の制約が生じることも併せて指摘し、「消極的安楽死」の実施についても高いハードルを課すことを主張する。

第6章 代理出産契約をめぐる考察 — 「危険な行為」をめぐる各論・その2—

第1節 はじめに：

代理出産とは、代理母が自らの意思で依頼者夫婦との間に代理出産契約を結び、妊娠出産に伴う各種の危険を自ら引き受けるという典型的な「危険労働」「危険な行為」である。本章では、生殖補助技術が集団・カテゴリーとしての女性の社会的位置づけとどのように関係するかという大きな視点を踏まえ、代理出産をめぐる問題について「多極競合的人権理論」の観点からの分析を提示する。

第2節 代理出産をめぐる論争的事例：

① ベビーM事件：

代理出産をめぐるトラブルとして世界的に有名な、アメリカで1986年に発生した事件の経過と論点を取り上げる。そして、代理出産契約を「妊娠・出産前に、自らの身ごもった子どもを養子として引き渡すことを予定した契約」と位置付ければ、有償で行われる代理出産が実質的に「赤ん坊についての人身売買」と非常に近い意味を持つてしまうことになることを述べる。その上で、判決で触れられなかった論点として、他人に引き渡す子どもを出産するために、代理母に妊娠という危険を長期間にわたって引き受けさせることは有償・無償のいずれを問わず問題を孕んでいることを指摘する。

② 高田・向井夫妻事件：

2000年代の日本で話題となった著名人による代理出産の経過を取り上げる。本項ではこの経過のほか、事件を受けて代理出産契約を原則的に認めない指針・提言を発表した、日本産科婦人科学会・日本学会議生殖補助医療の在り方検討委員会の動きについても肯定的に言及する。

第3節 代理出産契約をめぐる論点とその是非：

代理出産契約のはらむ最大の問題点として、「妊娠」という行為が可能なのは100%「女性」に限定されており、かつ生命の危険さえ伴う行為であるという点を指摘する。その上で、第4章で「危険な行為」へのパターンリズムに基づく規制・禁止について提示した基準に照らし、「他人の」子どもを産むための代理出産契約については、規制・禁止することがむしろ国家の義務であると結論付ける。また、「有償」代理出産の容認は女性を経済的格差に沿って分断し、結果としてカテゴリーとしての「女性」に対する抑圧を維持・再生産する恐れがある一方、危険が伴う代理出産を「無償」で行わせることにも「不払い労働＝奴隷労働」を容認する恐れがあり、有償・無償を問わず代理出産契約を擁護できないことを示す。

第7章 学校教育をめぐる「自己決定権」論批判 —総論—

第1節 はじめに：

日本の学校教育をめぐる議論の中で「自己決定権」が語られる場面としては、次の二点が挙げられる。第一に、学校校則の不当性を主張する場面。第二に、学校選択制の拡大や学校内におけるカリキュラムの弾力化など、学校そのもの、または生徒が享受する学習内容について自由裁量を拡大しようとする場面である。本章では、第一の場面では「自己決定権」概念を用いることなく当該校則の正当性を否定できることを示し、第二の場面では、「自己決定権」の名において主張される学校選択や学習内容の自由化を無条件には肯定できないことを述べる。そして、こうした判断の背景にある筆者の学校教育観を示した上で、80年代の「反管理教育運動」の言説と、90年代の文教行政の「教育自由化」路線との関係について論じる。

第2節 学校校則の不当性を主張する場面：

学校校則を批判する根拠として「自己決定権」という概念がクローズアップされているにもかかわらず、過去に管理教育批判を行ってきた人々は、「自己決定権」という用語に頼らずとも、その校則批判を理論化できたことを指摘する。そして、本質的に権力的な学校空間という場で生徒の利益を擁護するために「自己決定権」という概念に依拠することは、むしろ「教育目的」を理由とする権利制限を容易にしてしまうのではないかと論じる。その上で、意思決定への参加と異議申し立てを重視する「多極競合的人権理論」の発想に基づき、学校改革のための理念として「民主主義の学校」を提示し、「表現の自由」を筆頭とする政治的自由と、民主的手続による問題解決とが学校空間でも尊重

されるべきという価値判断を示す。

第3節 学校選択の拡大や学習内容の自由化を主張する場面：

1990年代以降、生徒や親を教育サービスの消費者として位置づけ、その「自己決定・自己責任」を重視する考え方を背景に、教育における規制緩和策が推進されてきた状況を概観する。そしてこうした改革の結果、学生や生徒は学業成績・将来の職業に対する志望などによって過剰に細かく分断された学校空間の中を生きることになり、そうした空間は「多極的」な価値観・利害を調整する原理としての民主主義を学ぶ場としては望ましくないことを指摘する。

第4節 「脱学校論」「反管理教育運動」と「自己決定権」論：

① 「脱学校論」の意義と限界：

学校教育について規範的な議論を行おうとするのであれば、学校空間の持つ本質的に「権力的」な性質を無視することはできないことを指摘する。そして、教育学的言説が前提するパラダイムに疑問を投げかけたI・イリイチの問題提起を肯定的に参照するが、結論的には、最も極端な「脱学校論」の立場をここでは採用せず、学校空間を民主主義的な原理によって再編成することは可能という認識を表明する。

② 「反管理教育運動」の論理の、「自己決定権」論への収斂過程について：

1980年代に活発化した「反管理教育運動」が、生徒自身による学校空間の再編成・自治の獲得に肯定的な価値を認めていた点で、「多極競合的人権理論」の理念と親和性を持っていたことを示す。その上で、「反管理教育運動」の担い手たちの多くが90年代以降、文部（科学）省主導の「教育自由化」路線を「自己決定権」尊重論の立場から評価する方向に移行した経緯を分析し、「自己決定権」という概念には政治的な含意が欠けているために、学校空間を「民主主義の学校」として再編成するための概念としては無力であることを指摘する。そして、その「教育自由化」路線すら2000年代には風前の灯となり、学校教育への統制を強化する動きが強まっている状況を概観する。

第8章 『学校解放新聞』の研究—反管理教育運動の歴史を再検証するために・事例研究—

第1節 はじめに：

本章は、前章で行った、学校教育の分野での「自己決定権」概念への批判的分析を前提とした事例研究である。「多極競合的人権理論」の視点を「学校教育」の分野に適用すると、1990年代以降の「教育自由化」路線の問題点は、学校における子どもの権利を「自己決定権」的な領域（学校選択制の拡大など）に限定し、学校空間を「民主主義の学校」として再編成する発想が欠けていることにある。こうした発想の欠落は、1980年代～2000年代を通じて日本の学校教育に通底していたと考えられる。本章では、学校における「政治的自由」「民主的自治」を求めた動きとして、1980年代に一定の社会的影響力を有した「反管理教育運動」の存在に注意を促すとともに、具体的事例としての『学校解放新聞』

について内容分析する。

第2節 「反管理教育運動」の時代的背景：

第二次大戦後の日本における学校教育をめぐる言説は、憲法上の教育権についての「国の教育権」対「国民の教育権」という枠組みに長く規定されてきたことを指摘する。その上で、1980年代初頭から活発化した校内暴力を背景に、中学・高校での「管理教育」が強化されたことが、「偏差値教育」の本格化と相まって、「教師集団」対「生徒集団」という新しい対立構図を学校現場にもたらしたことに注意を促す。そして、こうした動きに対応して自由民主党と財界が「臨時教育審議会」（臨教審）で「教育自由化」路線の先駆となる提言を打ち出す一方、既存の左派勢力とは別に「管理教育」と対決する動きが生じたことを指摘する。

第3節 「反管理教育運動」と、保坂展人・青生舎の果たした役割：

伝統的な教育学・教育史などの研究者による、「反管理教育運動」についてのまとまった研究は乏しいことを指摘した上で、「管理教育」とそれに対する批判が全国的に実態として存在したのかどうかを疑う塚田守の議論や、「反学校論」「管理教育批判」が「教育の市場化や民営化」への警戒感を欠いていたと評価する大内裕和の議論について批判的に言及する。その上で、当事者の証言を参照しつつ、「学校解放センター」としての「青生舎」を設立した保坂展人を「反管理教育運動」の代表的存在と位置付ける。そして、1980年代に青生舎が発行した『学校解放新聞』について、史料としての内容分析を行う意義を説明する。

第4節 『学校解放新聞』の記事内容：

概観と分析：発行当時には教師による重大な体罰・暴力事件が多発し、『学校解放新聞』がそれを重点的に取り上げていたこと、特に初期の号ではそれが発行のエネルギーとなっていたことを確認する。そして、「臨教審」についての記事内容を重点的に分析し、少なくとも当時の『学校解放新聞』は、臨教審のスタンスが世論に対し一定の説得力を持つことについて警戒感を持っており、臨教審の「自由教育」の理念は子ども不在で、自らはそれを乗り越えていかなければならないと示唆していた事実を指摘する。

第5節 まとめ：

「反管理教育運動」について、1990年代以降に市民権を得る「教育自由化」（教育分野における「自己決定権」論の具現化）路線の「露払い」的役割を担ったものとのみ位置づける議論を、その思想的インパクトを過小評価するものとして批判し、「多極競合的人権理論」の観点からはその意義が再評価されるべきことを主張する。

第9章 おわりに —「多極競合的人権理論」と、その権力観・国家観について—

本論文では、「多極競合的人権理論」を基礎理論として、「自己決定権」概念の使用について、それが妥当でなくむしろ危険性を帯びていることが論証されてきた。どの事例にも共通するのは、「自己決定権」論が政治的・社会的権力関係を捨象した文脈で主張されがら

だったことである。

「多極競合の人権理論」は、ある個人の意思決定に他人（他の集団・カテゴリー）からの権力行使が反映していないか、あるいは他人（他の集団・カテゴリー）に対する権力行使となっていないかという点に注目する理論である。その背景には、人間社会には有史以来常に権力関係が付きまっており、社会的権力関係や政治的権力（国家）の存在を前提としてそれを適切にコントロールできる人権理論を構築することが望ましい、という発想がある。

「多極競合の人権理論」で重視される「多極性」は共同体や社会的属性への帰属に道徳的意義を認めるものではなく、むしろ集団間・カテゴリー間の「競合」が行われる中で個人のアイデンティティに揺らぎが生じることも積極的に評価する。そして、そうした集団・カテゴリー間の競合と不可分のものとして、表現の自由や結社の自由といった古い政治学的伝統の意義をも重視するものである。そのことは、社会的に劣位の集団・カテゴリーに属する個人が、「自己決定・自己責任」の名のもとに自らに不利な選択に追い込まれることを避けるために、国家によるパターンリズムに基づく介入をある程度認めることと矛盾するものではない。

個人の自発的な権利行使に依拠するのみでは、社会内の「多極性」を維持することはできない。「平等権」という概念は、しばしば社会内の画一性を支持し擁護するものと誤解されるが、この概念はむしろ、社会内の「多極性」を論理的に前提としたものと解釈すべきである。「上からの権力行使」によって強制的に社会的「多極性」を実現しようとすることには危険も伴うが、社会内におけるある集団・カテゴリーへの抑圧が「自己決定権」の尊重によって助長され、「多極性」が損なわれる恐れがある場合にそれを防止することは、積極的に認められる余地があると思われる。たとえば安楽死の制限は、この論理から導き出され得る結論の一つである。

集団・カテゴリー間の「競合」が政治的手続きを通じて保障されるためには、「表現の自由」と、少数者の声を反映する民主的選挙制度が不可欠である。いわば、ロバート・ダールのいう「ポリアーキー」の政治的手続きを通じ、シャンタル・ムフのいう「闘技的民主主義」に近いものが実現されることが、「多極競合の人権理論」が理想として想定する政治・社会観である。

このような、国家権力に対する批判的・抑制的見方を採用することと、少数者・ノンエリート保護のために国家のパターンリズムに基づく介入を容認することとの間には、一見矛盾があるように思われるかもしれない。しかしそれは矛盾ではなく、社会内において適切に人権が保障されるためには政治的権力の存在が不可避であるからこそ、その権力を可能な限り民主的・抑制的にコントロールしようとする発想なのである。その意味でも、「多極競合の人権理論」は、マディソン以来の政治的「多元主義」の伝統を発展的に受け継いだ理論である。

ジョージ・ステファノポロス（クリントン政権のスタッフ）は、「私たちは政府を必要と

していると信じる。その政府とは、私たちが好まなくても、公共の福祉を大切にする政府だ。あるいは、いい本能を発揮するのを助け、悪い本能を制限するような政府だ。同時に政府の抑制も必要であり、政府への要求を自制することも大事だと信じる。政府はいいものではない。だが、必要なのだ」と記している。この政府（国家）観は、「多極競合的人権理論」のそれとほぼ共通していると考えられる。それは、アナーキズムと対立すると同時に、新自由主義的な考え方とも対立し、従来の福祉国家を全面的に擁護するものではないが、決してそれを否定しない。政府を批判する政治的自由を最大限に認めるが、個人の自己破壊的な衝動に対しては、国家がパターンリズムに基づく介入を行うことも認める。こうした考え方はある意味折衷的ともみなされようし、新自由主義的な「自己決定権」論ほど判りやすい考え方でもない。しかし、様々な集団・カテゴリーによって重層的に構成される政治社会において社会的劣位者の尊厳が確保されるためには、人権理論にも複雑性が要求されることを指摘し、本論文の結びとする。

5【公聴会の質疑応答】

(1) (質問者) 自己決定権とは何か。「自己決定権」論と、「多極競合的人権理論」が対立するものとして論じられているが、「自己決定権」概念はそういう広いものとして論じられているのか、それとも狭い意味での権利概念として展開されてきたのか。社会の基軸としての価値原理となるような意味合いをそもそも持っていたのか。本論文でいう「自己決定権」論はどのような論者によって唱えられ、今定義された「自己決定権」概念とどのような距離を持っていたのか。

(筆者の応答) 本人自身、または当事者間にもみ関連する事柄については、本人自身、または当事者間の決定を尊重する議論である。

第2章で、「多極競合的人権理論」と対極にあるものとして論じた「自己決定権」論は、リバタリアン的で新自由主義と親和性のあるものを指す。具体的には、たとえば1990年代後半における宮台真司が主要な論者である。また、「自己決定権」という言葉を使わなくても、たとえば小泉政権の構造改革を支持する議論と、リバタリアン的な「自己決定権」論とは親和性があると考えられる。こうした議論を包括的に「自己決定権」論と呼ぶ。

それとは別に、「自己決定権」という概念を認めているが、リバタリアン的な「自己決定権」論とは違う議論が存在する。具体的には、第3章で江原由美子・加藤秀一・立岩真也の議論を挙げた。これらの論者は、権力関係について意識的な人権理論を構築しようとしているが、「自己決定」「自己決定権」を肯定的に捉えている。また、日本国憲法上の「自己決定権」をめぐる議論でも、「自己決定権」論と距離があるにもかかわらず、「自己決定権」概念を肯定する議論が主流である（たとえば佐藤幸治や芦部信喜など）。しかし、第3章で述べているとおり、「自己決定権」概念は条件や選択肢が整った場合に認められる権利として主張されている。本論文は、「自己決定権」を権利として認めない立場

であるが、仮に認める立場をとったとしても、それは弱い権利であるとする。にもかかわらず、「自己決定権」概念をあえて肯定することに意義があるのか、むしろ危険性のほうが大きいのではないかと、というのが本論文の問題意識である。ご指摘頂いた点については、「自己決定権」論と、「自己決定権」に肯定的に言及する学説とはある程度区別できると考えるが、本論文では両方を批判している。

(2) (質問者) 憲法学という観点から見たらこの論文をどのように評価できるか、という問題意識を持って読んだ。この論文はどのような議論のフォーラムに提出されることになるのか、が問題になると思う。社会学的現代人権理論という文脈だとするとしっくり来る部分がある。本論文は「自己決定権」に対してネガティブなアプローチをとっているが、日本の憲法学が「自己決定権」に対して肯定的だったのは、戦前の日本社会で個人が大切にされず、個人の自己決定はむしろ妨げられてきたという背景がある。戦後の憲法学は、個人の決定を大切にすることが出発点になっていて、それは各論者に共通している。政治的・社会的権力関係の存在を踏まえた上で、あえて「自己決定権」概念を使う、というアプローチは駄目なのか、という点を聞きたい。たとえば、社会学系の文脈で上野千鶴子が「当事者主権」を主張している。これは人権ではないが「自己決定権」と重なる部分があり、「当事者の声を尊重しよう」という思想である。こうした意味での「自己決定権」をマイナスに捉えられるのか。

(筆者の応答) 日本社会はご指摘のように、特に戦前は共同体の拘束が強かった。そうした背景から、憲法学の中で個人の尊重を軸に人権が論じられてきたことは理解できる。その上で、政治的理論としての「多極競合的人権理論」は、個人を共同体の束縛から解放することも重要だが、まず政治的権利が尊重されることが重要であるとする。そして、現実存在する属性・カテゴリー間の権力関係を平等にしようと努めることによって、結果として個人も尊重されるようになって行くのではないかと考える。現実の権力関係は、「自己決定権を尊重する」と主張することでは動かないのではないかと。むしろ、個別の決定を尊重するということによって、「その人の存在を尊重する」という本来の意図とは別に、「自己決定・自己責任」といった利用をされる危険性がある。上野千鶴子について言えば、自由意思による「性の商品化」肯定論に親和的な立場をとった時期があった一方、一般的な民主主義・個人の尊重という課題については意識的である。上野の両義性は、「自己決定権」概念の両義性と通じる部分がある。また、第3章で触れた立岩真也は、まさにご指摘頂いた問題意識から「自己決定」を肯定している。立岩は、「その人の存在を尊重すべき」という立場から「自己決定」を否定できないとするが、安楽死などを想定し「自己決定」を完全には肯定できないとする。こうした言い方は、人権理論の観点からは疑問である。権利というものを生命権・政治的自由・平等権などにある程度絞って、その結果として個人が尊重されていくことを目指すべきではないか。

(3) (質問者) 「自己決定権」概念が利用されることの危険性と、「自己決定権」概念が持っているシンプルな個人の尊重という要素のどちらが強いかという、シンボリックな効果同士の争いになっていると思う。「自己決定権」を、権力関係を認識した上で認めるという場合、置かれた環境を精密に整備するということが、自己決定の内容を確保する上で重要な作業になると思う。それはおそらく筆者がやろうとしていることと実質的には同じになり、その内実が、この点については共感しているが、「平等な選択の自由」ということになっていくのではないか。私の感想は、シンボリックな効果を悪用される危険性の方に強く見て、それとは違う枠組みで首尾一貫したものを作ってみたということだが、その理解で良いか。

(筆者の応答) 問題意識の半分についてはそう受け取って頂いても異存ないが、もう半分は、政治的権利や生命権の重要性に、もっと人権理論の中で重きを置いてもいいのではないかという問題意識がある。政治的権利・権力関係に焦点を当てた方が、理論的にもより説明のつくものが多い。また、性の商品化や安楽死の場合には、「自己決定権」を持ち込んだ場合には明らかな反作用が伴う。たとえば表現の自由であれば、環境や条件の整備が求められることはあまりないが、「自己決定権」については、ご指摘頂いたように、環境や条件の整備がそれを認める場合には課題とされる。たしかに、「抵抗の自己決定権」と「平等な選択の自由」との間にはある程度互換性があるが、反作用が伴う条件付きの権利をあえて認める必要があるか疑問である。

(4) (質問者) 内容への批判というよりは、着眼点と理論の提示の仕方について。「問題意識の半分まで」ということだったが、4分の3くらいまではそうではないか。筆者の言うリバタリアン的な「自己決定・自己責任」論を社会的に通用させるための「自己決定権」論があるのはその通りで、それに問題があるという認識は共有している。ただ、江原由美子のように、「自己決定」できる条件を保障しなければならないという議論として「自己決定権」を肯定する主張は存在する。自由を言えば自己責任が求められてきた歴史を克服して、自己決定を言うからには正当な条件を整備しなければならないというモチーフがあったというのが、先の指摘だったと思う。それに対して「自己決定権」論や「自己決定権」を重視することへの批判を持ってくるのは、ずれてきてしまうのではないか。「多極競争的人権理論」と整合的な形で、権力関係を組み込んだ「自己決定権」を唱えなければならない、と言うと全て終わってしまう。筆者の中で、本質的に自己決定権に違和感がある、というのが残り4分の1の中にある気がする。本質の上で「自己決定権」を基軸にすべきでないか考えるのか、それともシンボリックな価値として「自己決定権」概念を使用すべきでないか考えるのか、どちらなのか。

(筆者の応答) 純理論的に、たとえば憲法上の一般的自由権として「自己決定権」を認める立場をとった場合、万一司法上の厳格審査を適用したならば、ほとんど立法はできない。そういう立場はとれないというのは、実は多くの人が共有している。従って、問題は我々の行為のうちどれを権利としどれを権利としないかという価値判断となる。生命権や政治的自由・人間の尊厳を軸に考えていく本論文の立場からは、「自己決定権」という権利に意義があるのか、やはり違和感がある。ご指摘のように、江原由美子や立岩真也の問題意識は、自己決定できる条件を整えていくというものである。特に江原は、女性の声、女性の経験が聴きとられる社会の構築を目指している。しかし、それは端的に男女というカテゴリー間の平等な選択の自由、あるいは権力の平等という言い方で表現できるのではないか。カテゴリー間の権力関係が平等であれば、そこに所属する個人の決定も、自ずと尊重されるべきときには尊重されるようになるはずである。

(5) (質問者) 表現の自由について、芦部信喜先生が、その根拠として「自己実現」ということを主張している。その「自己実現」というのは「自分の言いたいことを言わせる」という意味があって、理念としての「自己決定」の中に表現の自由もあるし、信教の自由もある。だから、筆者が「表現の自由」を重視していることが、必ずしも「自己決定」を否定することにならないのではないか。たしかに、表現の自由には「自己統治」の側面もあり、それと「自己実現」との関係があまり論じられてこなかった面はあるが。

(筆者の応答) 修士論文では触れた点だが、個人的には、政治プロセスに関係する権利として表現の自由を捉えている、松井茂記のプロセス的憲法学にある程度共鳴する部分がある。ただ、松井の議論では生命の尊厳や権力の平等ということは射程に入らない。「多極競合的人権理論」には、表現の自由や政治的権利に高い価値を置く松井の問題提起を踏まえた上で、権力の平等や生命の尊厳を重視する理論の構築を目指したという側面もある。「表現の自由」については、自己実現の価値、政治的価値、はげ口的な意味など多様な側面があるが、表現行為には政治的要素が含まれるというところに焦点を当てるべきと考えている。

(6) (質問者) 政治哲学の観点からは、一番大きなところでは、ダール・スコッチポルのような制度的・利益中間団体擁護論的な多元主義と、ムフやヤングのような道徳的・規範的な多元主義がそううまくくっつくかな、というところはある。その点が、筆者の表現では「ロバート・ダールのいう『ポリアーキー』の政治的手続きを通じ、シャンタル・ムフのいう『闘技的民主主義』に近いものが実現される」(第9章)ということになるが、具体的にどう接合可能かと考えたときに、国家によるパターナリズムがポイントになると思う。

マディソン以来の制度的多元論の伝統を受け継ぐ、国家も多元的団体の一つであるという立場からすると、パターンリスティックな介入の主体は国家でなくてもいいのではないかと。

(筆者の応答) たしかに、国家というものを少し強調し過ぎたかも知れない。ただ、市民社会の領域で「多極競合」が行われる中で問題が解決できればそれに越したことはないが、うまく行かないときに、最終的に介入する主体を想定せざるを得ない。「多極競合的人権理論」の枠組みでは、権利を確実に保障する、最終的に責任を負う主体を想定しておかなければならない。多極的な集団・カテゴリーが競合していく中で、権力関係に伴う問題がなくなっていけばいいが、その中で自己破壊的行動を防ぐためには国家が出てこざるを得ないのではないかと。「国家」が、立法府・行政府・司法府のどれを指すのかという問題はあがる。

(7) (質問者) もう1点、極端に言うとも、国家が個人の自殺を防止するのは、その人自身のためではなく、社会の多極性を保持するためということになりかねないのでは。そう考えたときに、人権を「多極主義」「多元主義」と結びつけるのはどのくらい有効なのか。むしろ、当事者能力を高めるというマイケル・イグナティエフの人権概念や、近代的セルフ・アイデンティティを単に自己決定権と結びつけないチャールズ・テイラーのような考え方ではどうか。また、ロナルド・ドゥオーキンが『ライフズ・ドミニオン』を書いて、「自己決定権」的な問題を肯定的に論じているが、どう捉えるか。人権論を、リバタリアンではないにしても、多元主義と結びつけることがどれくらい有効だろうか。

(筆者の応答) ドゥオーキンについては、「死ぬ権利」を扱った第5章で、その議論が優生学的傾向を帯びている点に触れている。少なくともイグナティエフやドゥオーキンの場合、自律的人格を人権主体として想定しているように思われる。「自己決定」「自己決定権」という概念自体が、決定する能力を持った主体というものを想定していて、人権が帰属できる主体を狭く限定していると指摘されてきた。ドゥオーキンの「平等な配慮と尊重」という原理には同意するが、なぜ優生学的な言説が出てきてしまうのか。英米哲学の中に「パーソン論」という、道徳的能力を持たない者は人権主体ではないという考え方があって、妊娠中絶を擁護する議論と言う側面があるが、その議論も優生学的傾向を帯びている。つまり、「自己決定権」という概念自体に、「人は人であるゆえに尊厳を認められる」という考えとは違うものが潜んでいるのではないかと。先ほど頂いた指摘（「自己決定権」への本質的違和感）への答えも、こちらの方が妥当かも知れない。

(8) (質問者) 積極的安楽死はいかなる場合にも認められないとする一方で、消極的安楽死について条件付きで認められるとされている。その条件は何か。積極的安楽死と消極的

安楽死で、本人同意以外の条件の違いは何か。消極的安楽死の場合に、「切迫した」という要件は不要か。

(筆者の応答) 消極的安楽死の条件についてはある程度フレキシブルに考えているが、少なくとも基礎的条件としては、消極的安楽死の場合は昏睡状態になっているような場合が想定されるので、少なくとも本人の事前の意思表示が必要で、家族のみの了解では認められない。逆に、本人同意に加えて家族の同意や裁判所の許可といった条件が付加されても良いと考える。いずれにしても、その根拠は「自己決定権」ではなく、一般的な治療拒否権の延長である。

一般論としては、積極的安楽死の場合は肉体的苦痛が入ってくる。「末期」は両方の要件と思うが、昏睡状態は長引くこともあるので、「切迫した末期」というのは積極的安楽死の場合により強く求められているのではないか。

「切迫した」という要件はあった方がいい。消極的安楽死は治療拒否権の延長として認められるので、それをどこまで制約できるかは、治療拒否権をどこまで制約できるかという議論が必要である。

6【本論文の評価】

本論文の意義は、「<多極競合的>人権理論の立場からする自己決定権論への批判」という独自の枠組みを通じて、「学際性」と「現代の諸問題への規範的提言」を結合するという総合的社会科学に共通するともいえる課題について、一つの応答を提示している点に存する。法学基礎論、政治学、政治哲学、社会学、フェミニズムといった諸領域の知見を積極的に摂取しつつ、「権利概念の背後にある集団間・カテゴリー間の権力関係」を視野に入れたく多極競合的>人権理論を構築しようとする構想力のうちに、また、こうした新たな人権理論を用いて尊厳死や学校教育問題といった現代的課題に答えようとする姿勢のうちに、本論文の特長が明瞭にあらわれている。

本論文は、現代社会において承認されるべき人権理論において「自己決定権」観念が中核に置かれる理論的現状を批判的に考察し、それに代わって権利行使の政治的・権力論的な基盤に対する繊細な意識を踏まえた「多極競合的人権理論」を基軸に据えなおそうとする研究である。

「自己決定権」を語ることによって、個人の置かれた政治的・権力論的な立場の非対等性を没却したままで安易に個人主義的な価値を推奨し、結果として単なる自己責任の正当化に墮していく理論的な傾向を析出する形で、「自己決定権」を唱える立論の構造的な欠陥が示されていく。それに代わり本論文は、直接的に社会的弱者が立たされる政治的・権力論的な非対等状況に着目しながら、そこにおいて「平等な選択の自由」を確保するための枠組みとして「多極競合的」な理論構造を提示しようとする。この点において本論文は、人権の基礎理論に新たな地平を拓く重要な研究である。積極的に推奨される多極競合的な

理論枠組みは、最先端の政治哲学の業績に接合していくものであり、これから日本の目指すべき価値秩序を体系化する上において、本論文が大きく貢献するための手掛かりとなっている。また、こうした結論を導き出すにあたり、単に法学内部にとどまらず、政治哲学、社会学、フェミニズム等の多様な領域における議論から克服すべき理論的欠落と目指すべき着眼点の両方を獲得する、視野の広さも大きく評価されるべき点である。

本論文について憲法学からの意義として指摘しうることとして、少なくとも以下の二点がある。第一に、従来自己決定権が語られてきた具体的諸問題において、実際にそのような観念が引き合いに出されることによってどのような具体的な問題が生ずるかについて、分析を試みた点を指摘できる。すなわち、自己決定権観念は、その帰結として、「現実には社会的に劣位の集団・カテゴリーに属する人々に危険負担を集中させる可能性がある」ことを指摘し、そのような事態を回避するために、状況によっては、「国家によるパターナリズム」が要請される場合があることを、具体的に論証している。第二に、自己決定権が、その本質的問題性として、いわゆるノマドとしての孤立的な人間モデルとして提示する指向性を有しているという問題意識から、1980年代に活性化した「反管理教育運動」に注目し、〈民主主義的な空間を創造・維持するための人権〉という視点の重要性を強調していることである。

他方で、こうした構成や意義の裏面として仕方がないこととは思われるが、各専門領域からすると、各理論の内容・背景・射程への目配りが、若干不十分に思われる点も散見される。たとえば、政治哲学・政治理論の領域についていえば、ダールやスコチポルのような利益階級の対立を前提とした制度論的多元主義と、キムリカやヤングのような文化的差異の承認を前提とした価値多元主義とを、同じ多元主義の系譜でとらえて、国家によるパターナリズムを容認する政策的提言に結合していく部分は、やや論証が不足しているように思われる。また、中絶や尊厳死の問題をめぐるのは、判例の歴史的蓄積を視野に入れた道徳的権利論を展開するドゥオーキンが自己決定擁護に近い主張をしていることを、本論文の枠組みがどのように理解するかの言及があってもよかったと思われる。

本論文の視野の広さにも規定されて、本論文にも一定の限界があることは否定できない。たとえば「自己決定権」概念にしても、適正な自己決定条件の整備に向けた規範的要請を組み込む理論的潮流の位置づけに若干の混乱が見られるなど、論述の方法論的な基盤が異なる理論体系を評価の対象としたことにより、理論要素の析出方法においてイメージ先行の把握が行われる傾向がある。そのため、本論文が位置づけられるべき討議空間が特定されないままに終わり、本来であれば参照されるべき理論が検討されないままに終わった場面もある程度は観察できる。また、価値論的な推論の過程においても、法学基礎理論なのか、さらに深い社会的価値に関する論述なのかが特定しきれないことにも起因して、政治的・権力論的な対等性の作成が過度に自己目的化されていないか否かに関する疑問を残す結果となった。

本論文が示唆するように、世上個人やその選択の自主性を強調する議論が、個人に責任

を押し付ける議論に変質することは往々にして見られるように思われる。しかし、〈自己決定の尊重とその決定の実質性の確保〉という、現在の憲法学に有力な思考は、むしろ、その変質を阻止するための議論をそれなりに蓄積してきた、と思われる。本論文と憲法学におけるそのような思考との違いは、本論文が強調する自己決定権という観念の有する負のメッセージ性と、憲法学における正のメッセージ性への注目の差異という、象徴的次元におけるメッセージの効果の測定結果の差異に帰着する部分が大きいように思われる。本論文は、この点について、一層立ち入った仕方では憲法学の諸議論を分析し、それに対する理論内在的な批判をするべきではなかったのではないだろうか。

刑法学の分野からは次のような指摘がなされる。本論文の「自己決定権」論に対する批判はきわめて傾聴に値する。自己決定権行使には自ら一定の制約を伴うであろうが、その基準・根拠が必ずしも明確でないところに「自己決定権」論の難点があるといえよう。しかし、個人主義を強調するこの理論は、「個人責任」を強調するあまり、個人の権利保護を後退させ、個人の利益よりも国家・社会の利益を重視するイデオロギーとの親和性が強いとの批判は、やや短絡的といえるものではなかろうか。また、本論文の「自己決定権」論による積極的安楽死容認説（通説）への鋭い批判は高く評価できるが、見解の相違とはいえ、厳格な要件のもとで積極的安楽死を認める方が、むしろ「人間の尊厳」に適うとも考えられる。

ただし以上は、あくまで個々の専門領域からする部分的見解であって、冒頭に述べた本論文全体としてみた意義を損なうものではない。広範な学問領域を扱うこと自体は、本論文が意識的に社会の中で意味を持つ様々な場面の議論に接合しながら論を展開しようとした結果であり、まさにそうした包括的な権利論を目指した本研究の価値を減ずるものとするべきものではない。そして、前述したような、日本社会において省察が不十分であった権利基盤に関する理論要素を整理しなおした本研究の大きな意義は、技術的な不備を補ってはるかに余りあるものである。そのような本研究の意義深い貢献をも踏まえて、本論文は、博士（学術）の学位に値するものであることに一点の疑いもない。

本論文は、憲法学からは一定の批判を提起することが必要であるように思われるが、そのことは、決して、本論文が博士（学術）を授与するに値する学術的価値を認定することを妨げるものではない。むしろ、今後種々様々な議論を誘発するポテンシャルを有しているところに、まさに博士号に値する本論文の重要な学術的価値があると、判断する。

7【結論】

以上の所見と評価に鑑み、審査委員は全員一致で、本論文の著者が「博士（学術）」の学位を受けるに値すると認める。

2012年6月28日

審査委員

主任審査委員 後藤 光男 早稲田大学社会科学総合学院教授

審査委員 西原 博史 早稲田大学社会科学総合学院教授 博士(法学)早稲田大学

審査委員 厚見 恵一郎 早稲田大学社会科学総合学院教授 博士(政治学)早稲田大学

審査委員 岡野 光雄 早稲田大学名誉教授 法学博士(早稲田大学)

審査委員 山元 一 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 博士(法学)東京大学